

前払式支払手段の発行のしおり<第8版> 正誤表

「前払式支払手段の発行のしおり<第8版>」をご購入・正誤表を閲覧いただき、ありがとうございます。
発刊後の法令等改正による内容の変更につきまして、以下の通り、正誤表を作成しております。
「第8版初刷 購入者様向け」、「第8版令和6年9月増刷 ご購入様向け」をそれぞれご用意しておりますので、お手持ちの書籍が
どちらかご確認の上、ご覧ください。
なお、第8版「初刷」か「令和6年9月増刷」かは、お手持ちのしおりの奥付(最終ページ)にてご確認いただけます。

本文最終ページのタイトル下に 「【第8版】令和5年11月 発行」とのみ記載があるもの	<u>前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ (第8版初刷購入者様向け)</u> ※青文字をクリックすると該当ページにジャンプします。
本文最終ページのタイトル下に 「【第8版】令和5年11月 発行 令和6年9月 増刷」と記載があるもの	<u>前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ (第8版令和6年9月増刷購入者様向け)</u> ※青文字をクリックすると該当ページにジャンプします。

前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ(第8版初刷購入者様向け)

前払式支払手段の発行のしおりをご購入いただき、誠にありがとうございます。

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
前払式支払手段に関する内閣府令	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、発行廃止に伴う払戻しの公告の内容を認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載すること等についての改正	令和6年4月1日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	金融庁所管府令に規定する書面掲示規制の見直し等への対応として、発行廃止に伴う払戻しに係る記載及び様式の改正	令和6年5月17日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)を受けてデジタル庁が策定した「処分通知等のデジタル化に係る共通課題への対応について基本的な考え方」に基づき、原則全ての対政府の申請等についてデジタル化を図るための改正	令和6年5月17日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が別途制定されたことに伴い、事務ガイドライン内の重複する内容を削除する改正	令和6年10月4日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、顧客等の最善の利益の勘案義務等を整備する改正	令和6年11月1日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、往訪閲覧縦覧規制について、対応を行う改正	令和7年1月6日
資金決済に関する法律	刑法において懲役・禁錮の刑罰が拘禁刑に一本化されることに伴う改正	令和7年6月1日

これにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

また、本書の一部に、編集時の誤記がございました。お詫びして訂正いたします。誤記も改正と併せて以下の表に記載しております。

(注) 表中、「ウェブサイト」及び「ホームページ」の文言は、府令及びガイドラインで使われている文言をそのまま使用しております。

【解説編】

頁	変更個所	変更後	変更前
36	6 登録の拒否要件等	<p>(9) 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 ①～② (略) ③ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (以下略)</p>	<p>(9) 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 ①～② (略) ③ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (以下略)</p>
87	5 保有者に対する前払式支払手段の払戻し (1)財務(支)局等への届出等 表中「公告・掲示」の枠内	<ul style="list-style-type: none"> ・官報、日刊新聞紙又は電子公告による公告 ・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所でのポスター掲示 ・<u>日本資金決済業協会のウェブサイトに掲載</u> <p>+ ※ガイドラインより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社及び加盟店のホームページに掲示 <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令で定める60日間は最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・官報、日刊新聞紙又は電子公告による公告 ・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所でのポスター掲示 <p>(追加)</p> <p>+ ※ガイドラインより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社及び加盟店のホームページに掲示 ・<u>日本資金決済業協会及び国民生活センターのホームページに掲示</u> <ul style="list-style-type: none"> ・法令で定める60日間は最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する必要がある。
88	(1)財務(支)局等への届出等	①～② (略) ③ 払戻しの公告をしたときは、直ちに「別紙様式第18号」の	①～② (略) ③ 払戻しの公告をしたときは、直ちに「別紙様式第18号」の

頁	変更個所	変更後	変更前
	(2) 公告の方法等	<p>「<u>払戻し公告届出書</u>」に、当該公告<u>をしたことを証する書面</u>及び営業所・加盟店等への掲示内容や発行者のホームページ等での情報提供の内容、<u>認定資金決済業協会</u>(以下「<u>認定協会</u>」といいます。)のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供する措置の内容が確認できる書類並びに公衆の目につきやすい場所に掲示するために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、<u>第6項</u>)。</p> <p><u>また、この場合、①～⑨の事項を認定協会の協力を得て当該認定協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければなりません(府令第41条第5項)</u>。</p> <p>(以下略)</p>	<p>「<u>払戻し公告届出書</u>」に、当該公告の<u>写し</u>及び営業所・加盟店等への掲示内容や発行者のホームページ等での情報提供の内容が確認できる書類並びに公衆の目につきやすい場所に掲示するために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、<u>第5項</u>)。</p> <p>(以下略)</p>
90	【留意点】	<p>払戻手続については、保有者の利益の保護を図る観点から、同趣旨の規定が、府令及び事務ガイドラインに置かれています。払戻手続を実施するに当たっては、法の趣旨を十分理解し、保有者の利益を損なうことのないよう、適切な措置をとることが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前払式支払手段発行者が払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から以下のような措置を講じることが望ましいとされています。</p>	<p>払戻手続については、保有者の利益の保護を図る観点から、同趣旨の規定が、府令及び事務ガイドラインに置かれています。払戻手続を実施するに当たっては、法の趣旨を十分理解し、保有者の利益を損なうことのないよう、適切な措置をとることが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前払式支払手段発行者が払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から以下のような措置を講じることが望ましいとされています。</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 払戻しの周知方法は、法で求められている方法に加えて、例えば、自社のホームページ、加盟店のホームページ、所属する業界団体等のホームページにおいても掲示を行うこと。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、上記の措置については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要があります（ガイドラインII－3－4－1①口参照）。</p> <p>③ 公告や営業所・加盟店等・<u>認定協会のウェブサイト</u>における<u>掲示</u>の実施状況に照らし、発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたと認められない場合は、払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、現実に払戻しが行われなかつた前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意が必要です（ガイドラインII－3－4－1①（注2）参照）。</p>	<p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 払戻しの周知方法は、法で求められている方法に加えて、例えば、自社のホームページ、加盟店のホームページ、所属する業界団体等のホームページ、<u>一般社団法人日本資金決済業協会</u>のホームページや<u>独立行政法人国民生活センター</u>のホームページにおいても掲示を行うこと。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、上記の措置については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要があります（ガイドラインII－3－4－1①口参照）。</p> <p>③ 公告や営業所・加盟店等における実施状況に照らし、発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたと認められない場合は、払戻しの手續が適切に実施されたとは認められず、現実に払戻しが行われなかつた前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意が必要です（ガイドラインII－3－4－1①（注2）参照）。</p>
92	【ポイント】発行保証金の取戻し	<p>(注)全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます（<u>本書P81「4 発行保証金の取戻し等（1）④」</u>参照）</p>	<p>(注)全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます（<u>P45(1)④</u>参照）</p>
92	(2) 払戻しの原則禁止と例外	<p><u>(3) 払戻しの原則禁止と例外</u>（法第20条第5項、府令第42条）</p>	<p><u>(2) 払戻しの原則禁止と例外</u>（法第20条第5項、府令第42条）</p>
120	VII 罰則等	<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該</p>	<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該</p>

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更個所	変更後	変更前
121		<p>違反行為をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九（略）</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二（略）</p> <p>第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二（略）</p> <p>第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六（略）</p>	<p>違反行為をした者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九（略）</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二（略）</p> <p>第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二（略）</p> <p>第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>懲役</u>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六（略）</p>

【資料編】

頁	変更個所	変更後	変更前
67	内閣府令別紙様式 別紙様式第18号 「払戻し公告届出書」	<p>別紙様式第18号(第41条第7項関係) (中略)</p> <p>年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項各号に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。</p>	<p>別紙様式第18号(第41条第6項関係) (中略)</p> <p>年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第6項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。</p>

前払式支払手段の発行のしおり<第8版>【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更個所	変更後	変更前
68	別紙様式第19号 「払戻し完了報告書」	(以下略) 別紙様式第19号(<u>第41条第8項</u> 関係) (中略) 前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第8項</u> の規定により報告します。 (以下略)	(以下略) 別紙様式第19号(<u>第41条第7項</u> 関係) (中略) 前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第7項</u> の規定により報告します。 (以下略)
70	別紙様式第20号 「払戻し未了届出書」	別紙様式第20条(<u>第41条第9項</u> 関係) (中略) 下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第9項</u> の規定により届け出ます。 (以下略)	別紙様式第20条(<u>第41条第8項</u> 関係) (中略) 下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第8項</u> の規定により届け出ます。 (以下略)
107	前払式支払手段事務ガイドライン別紙様式 別紙様式17 「払戻しの手続き等に係る報告書」	1.～6. (略) <u>7.添付資料</u> <u>公告案</u> <u>営業所等における掲示物(案)</u> <u>その他参考となる資料</u>	1.～6. (略) <u>(追加)</u>
115	資金決済に関する法律	(登録の拒否) 第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類	(登録の拒否) 第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更個所	変更後	変更前
116		<p>のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イ～ロ（略）</p> <p>ハ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 (以下略)</p>	<p>のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イ～ロ（略）</p> <p>ハ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 (以下略)</p>
125		<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九（略）</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二（省略）</p> <p>第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二（略）</p> <p>第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは五十</p>	<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九（略）</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二（省略）</p> <p>第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二（略）</p> <p>第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>懲役</u>若しくは五十万</p>

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更箇所	変更後	変更前
146	前払式支払手段に関する内閣府令	<p>万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六（略）</p> <p>(届出書のその他の記載事項)</p> <p>第十条 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 加入する<u>認定資金決済事業者協会</u>（前払式支払手段発行者をその会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とするものに限る。以下同じ。）の名称</p>	<p>円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六（略）</p> <p>(届出書のその他の記載事項)</p> <p>第十条 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 加入する<u>認定資金決済事業者協会</u>の名称</p>
161		<p>(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)</p> <p>第四十一条（略）2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに<u>第六項</u>第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により公告しなければならない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 <u>前二項の場合において、前払式支払手段発行者は、第三項の規定による掲示又は前項の規定による情報の提供の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>6（略）</p> <p>7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作</p>	<p>(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)</p> <p>第四十一条（略）2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに<u>第五項</u>第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により公告しなければならない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>(新設)</p> <p>5（略）</p> <p>6 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
194	事務ガイドライン II-1-4	<p>成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。</p> <p>一 当該公告<u>をしたことを証する書面</u> 二 第三項の規定による掲示<u>又は</u>第四項の規定による情報の<u>提供及び第五項の規定による閲覧に供する措置</u>の内容が確認できる書類 三 (略) <u>8~9</u> (略)</p> <p><u>II-1-4 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条)</u></p> <p><u>II-1-4-1 主な着眼点</u> 前払式支払手段発行者が、その業務を通じて、社会に附加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、前払式支払手段発行者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</p> <p><u>II-1-4-2 監督手法・対応</u> 檢査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段発行者の誠実公正義務上の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを</p>	<p>成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。</p> <p>一 当該公告の<u>写し</u> 二 第三項の規定による掲示<u>及び</u>第四項の規定による情報の<u>提供</u>の内容が確認できる書類 三 (略) <u>7~8</u> (略)</p> <p>(新設)</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
205	II-3-1	<p><u>実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はIII-3による。)。</u></p>	
207	II-3-1-1 主な着眼点	<p>II-3-1 システム管理 (中略)</p> <p>なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合にあっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。</p> <p>(参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理<u>第2版</u>(令和5年6月)</p> <p>(1)～(4) (略) (5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① 経営陣は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野 におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>II-3-1 システム管理 (中略)</p> <p>なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合にあっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。</p> <p>(参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(令和元年6月)</p> <p>(1)～(4) (略) (5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① サイバーセキュリティについて、経営陣は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管</u></p>

頁	変更個所	変更後	変更前
			<p><u>理態勢の整備を図っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー攻撃に対する監視体制 ・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 ・組織内 CSIRT(Computer Security Incident Response Team)等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等 <p>③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口対策(例えば、ファイアウォール、WAF の設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等) ・内部対策(例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム(サーバー間)のセキュア化(パケットフィルタや通信の暗号化)、開発環境(テスト環境を含む。)と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離 等) ・出口対策(例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等) <p>④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 ・DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる状態 ・システムの全部又は一部の一時的停止 等 <p>⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</p> <p>⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入檢</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
208	② (略)		<p><u>査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</u></p> <p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</p> <p>また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式 ・取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等とは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証・ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用(同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。) ・特定の端末のみを利用可能とする端末認証機能 等 (注)電話番号、メールアドレス、パスワードなど認証に利用される情報の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要がある点に留意する。
	③ (略)		<p>⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正なIPアドレスからの通信の遮断 ・利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置 ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、連絡可能な利

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更箇所	変更後	変更前
		(削除)	<p>用者に対して速やかに連絡する体制の整備 •不正が確認された ID の利用停止 •前回ログイン(ログオフ)日時の画面への表示 •取引時の利用者への通知 等</p> <p><u>⑨ サイバー攻撃を想定したコンテインジエンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</u></p> <p><u>⑩ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</u></p>
213	II-3-4-1 主な着眼点	<p>① 法第 20 条第1項に基づく払戻しについて</p> <p>イ. 法第 20 条第2項各号に規定する項目について、全ての営業所又は事務所、<u>加盟店及び認定資金決済事業者協会のウェブサイト</u>において適切に掲示が行われるよう、例えば、加盟店へ掲示内容や掲示期間の周知を行うとともに掲示状況の確認を行うなど、適切な措置を講じているか。日刊新聞紙による公告については、払戻しの手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県を全て網羅する形で行われているか。</p> <p>なお、内閣府令第 41 条第4項に規定する場合においては、前払式支払手段発行者は、営業所又は事務所及び加盟店における掲示に代えて、内閣府令第 21 条2項各号の方法のうち、少なくとも法第 13 条第1項に規定する情報の提供義務を履行するために通常使用している方法により、所要の事項について情報の提供を行う必要がある。</p> <p>ロ. 前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望ましい。</p>	<p>① 法第 20 条第1項に基づく払戻しについて</p> <p>イ. 法第 20 条第2項各号に規定する項目について、全ての営業所又は事務所<u>及び加盟店</u>において適切に掲示が行われるよう、例えば、加盟店へ掲示内容や掲示期間の周知を行うとともに掲示状況の確認を行うなど、適切な措置を講じているか。日刊新聞紙による公告については、払戻しの手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県を全て網羅する形で行われているか。<u>(注)</u></p> <p>なお、内閣府令第 41 条第4項に規定する場合においては、前払式支払手段発行者は、営業所又は事務所及び加盟店における掲示に代えて、内閣府令第 21 条2項各号の方法のうち、少なくとも法第 13 条第1項に規定する情報の提供義務を履行するために通常使用している方法により、所要の事項について情報の提供を行う必要がある。</p> <p>ロ. 前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望ましい。</p>

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更個所	変更後	変更前
214	II-3-4-2 監督手法・対応	<p>a.～b. (略)</p> <p>c. 払戻しの周知方法</p> <p>法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体の等のホームページにおいても掲示を行う。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模(未使用残高、枚数等)や使用様様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</p> <p>ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、もれなく払戻しが行われているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>公告や営業所又は事務所、加盟店及び認定資金決済事業者協会のウェブサイト</u>における掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたと認められない場合には、同条第1項に規定する払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。</p>	<p>a.～b. (略)</p> <p>c. 払戻しの周知方法</p> <p>法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体の等のホームページ、<u>認定資金決済事業者協会のホームページや、独立行政法人国民生活センターホームページ</u>においても掲示を行う。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模(未使用残高、枚数等)や使用様様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</p> <p>ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、もれなく払戻しが行われているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>公告や営業所または事務所及び加盟店</u>における掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたと認められない場合には、同条第1項に規定する払戻しの手續が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。</p>

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更個所	変更後	変更前
227	III-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等	<p>必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することなどにより、当該払戻しの手続が適正に行われたことを確認することとする。 (以下略)</p> <p>(1)～(4) (略) (5) 第三者型発行者の登録の申請の処理 ①～② (略) ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u>に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (6)～(10) (略) (11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等 ① 前払式支払手段発行者に係る定期報告 　財務局長は、別紙様式14による届出・登録状況調査表及び別紙様式15による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から3ヶ月末までに<u>総合政策局長</u>に対して送付するものとする。 ② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出 イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三者型発行者について作成した別紙様式16による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後20日以内に<u>総合政策局長</u>に対して送付するものとする。 ロ. (略)</p>	<p>必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することなどにより、当該払戻しの手続が適正に行われたことを確認することとする。 (以下略)</p> <p>(1)～(4) (略) (5) 第三者型発行者の登録の申請の処理 ①～② (略) ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u>に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (6)～(10) (略) (11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等 ① 前払式支払手段発行者に係る定期報告 　財務局長は、別紙様式14による届出・登録状況調査表及び別紙様式15による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から3ヶ月末までに<u>監督局長</u>に対して送付するものとする。 ② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出 イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三者型発行者について作成した別紙様式16による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後20日以内に<u>監督局長</u>に対して送付するものとする。 ロ. (略)</p>
228	III-2-1 発行届	(10) 自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿の縦覧	(10) 自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿の縦覧

頁	変更箇所	変更後	変更前
	出書、登録申請書の受理等	<p><u>法第6条及び内閣府令第13条</u>の規定に基づく自家型発行者名簿の縦覧<u>並びに法第9条第3項及び内閣府令第18条</u>の規定に基づく第三者型発行者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</p> <p><u>なお、氏を改めた者が登録簿等の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p><u>① 電子メール等による縦覧</u></p> <p><u>イ. 電子メール等で登録簿等の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿等を電子メール等で送付する。ただし、登録簿等の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿等の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p><u>a. 氏名</u></p> <p><u>b. 住所</u></p> <p><u>c. 電話番号</u></p> <p><u>d. 登録簿等の送付を希望するメールアドレス</u></p> <p><u>e. 職業</u></p> <p><u>f. 縦覧を希望する登録簿等に係る自家型発行者の氏名、商号若しくは名称又は第三者型発行者の商号若しくは名称及び登録番号</u></p> <p><u>g. 縦覧の目的</u></p> <p><u>ハ. 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録</u></p>	<p><u>内閣府令第13条</u>の規定に基づく自家型発行者名簿の縦覧<u>及び内閣府令第18条</u>の規定に基づく第三者型発行者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</p>

(新設)

頁	変更個所	変更後	変更前
		<p><u>簿等の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>二. 他の財務局が所管する自家型発行者又は第三者型発行者に係る登録簿等の縦覧の申請があった場合は、当該自家型発行者又は第三者型発行者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p><u>② 財務局での縦覧</u></p> <p><u>イ. 縦覧の申出があった場合には、別紙様式 13 による自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿等の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p><u>a. 登録簿等の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とする。</u></p> <p><u>b. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p><u>c. 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p><u>ハ. 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p><u>二. 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>a. 上記イ. からハ. までその他当局の指示に従わない者。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>① 縦覧の申出があった場合には、別紙様式 13 による自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。Ⅲ－2－5において同じ。）及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p><u>② 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p><u>イ. 縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日、1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日以外の日とする。</u></p> <p><u>ロ. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p><u>ハ. 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p><u>③ 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p><u>④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>イ. 上記①から③又は係員の指示に従わない者。</u></p>

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p>b. 登録簿等を汚損若しくは<u>破損し</u>、又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p>c. <u>他の縦覧者等</u>に迷惑を<u>及ぼし</u>、又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p>ホ. <u>他の財務局が所管する自家型発行者又は第三者型発行者に係る登録簿等の縦覧の申出があった場合は、当該自家型発行者又は第三者型発行者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p>	<p>ロ. 登録簿等を汚損若しくは<u>毀損し</u>又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p>ハ. <u>他人</u>に迷惑を<u>及ぼし</u>又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p>(新設)</p>
230	III-2-7 書面・対面による手続きについての留意点	<p>前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等及び当局から前払式支払手段発行者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>(中略)</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを懇意するものとする。</p>	<p>前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等及び当局から前払式支払手段発行者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>(中略)</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、<u>III-2-7に掲げる原本送付を求める場合を除き</u>、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを懇意するものとする。</p>

頁	変更個所	変更後	変更前
231	III-2-8 申請書等を提出するに当たっての留意点	<p><u>III-2-7</u>を踏まえ、前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等(<u>公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等)を含む。</u>)については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求ることとする。</p> <p><u>なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求ることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求ることとする。</u></p>	<p><u>III-2-6</u>を踏まえ、前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求ることとする。</p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等)並びに発行保証金に係る権利の実行の申立ての手続及び前払式支払手段に係る債権の申出の手続に関する添付書類については、原本送付を求ることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p>
233	III-8 行政処分の連絡	(1) 登録を拒否した場合(法第10条) 財務局長は、登録を拒否したときは、 <u>総合政策局長</u> に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。	(1) 登録を拒否した場合(法第10条) 財務局長は、登録を拒否したときは、 <u>監督局長</u> に対して別紙様式8による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。
243	第三者型発行者登録審査事務チエックリスト(この章の規定を順守するために必要な体制)	<p>システム管理(II-3-1) (中略)</p> <p><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。 (削除)</p>	<p>システム管理(II-3-1) (中略)</p> <p><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティについて重要性を認識した上で、組織体制の整備や社内規程の策定等、必要な態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバー攻撃に備え、入口・内部・出口といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じているか。</p>

前払式支払手段の発行のしおり<第8版>【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更個所	変更後	変更前
			<p><input type="checkbox"/> <u>システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</u></p> <p>(以下略)</p>

前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ(第8版令和6年9月増刷購入者様向け)

前払式支払手段の発行のしおりをご購入いただき、誠にありがとうございます。

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
前払式支払手段に関する内閣府令	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、発行廃止に伴う払戻しの公告の内容を認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載すること等についての改正 ※【資料編】には、当改正の内容を反映済みです。	令和6年4月1日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	金融庁所管府令に規定する書面掲示規制の見直し等への対応として、発行廃止に伴う払戻しに係る記載及び様式の改正 ※【資料編】には、当改正の内容を反映済みです。	令和6年5月17日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)を受けてデジタル庁が策定した「処分通知等のデジタル化に係る共通課題への対応について基本的な考え方」に基づき、原則全ての対政府の申請等についてデジタル化を図るための改正 ※【資料編】には、当改正の内容を反映済みです。	令和6年5月17日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が別途制定されたことに伴い、事務ガイドライン内の重複する内容を削除する改正	令和6年10月4日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5前払式支払手段発行者関係	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、顧客等の最善の利益の勘案義務等を整備する改正	令和6年11月1日
資金決済に関する法律	刑法において懲役・禁錮の刑罰が拘禁刑に一本化されることに伴う改正	令和7年6月1日

これにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

また、本書の一部に、編集時の誤記がございました。お詫びして訂正いたします。誤記も改正と併せて以下の表に記載しております。

(注) 表中、「ウェブサイト」及び「ホームページ」の文言は、府令及びガイドラインで使われている文言をそのまま使用しております。

【解説編】

頁	変更個所	変更後	変更前
36	6 登録の拒否要件等	<p>(9) 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 ①～② (略) ③ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (以下略)</p>	<p>(9) 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 ①～② (略) ③ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (以下略)</p>
87	5 保有者に対する前払式支払手段の払戻し (1)財務(支)局等への届出等 表中「公告・掲示」の枠内	<ul style="list-style-type: none"> ・官報、日刊新聞紙又は電子公告による公告 ・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所でのポスター掲示 ・<u>日本資金決済業協会のウェブサイトに掲載</u> + ※ガイドラインより ・自社及び加盟店のホームページに掲示 (削除) ・法令で定める60日間は最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・官報、日刊新聞紙又は電子公告による公告 ・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所でのポスター掲示 (追加) + ※ガイドラインより ・自社及び加盟店のホームページに掲示 ・<u>日本資金決済業協会及び国民生活センターのホームページに掲示</u> ・法令で定める60日間は最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する必要がある。
88	(1)財務(支)局等	①～② (略)	①～② (略)

頁	変更箇所	変更後	変更前
	への届出等	<p>③ 払戻しの公告をしたときは、直ちに「別紙様式第18号」の「<u>払戻し公告届出書</u>」に、当該公告<u>をしたことを証する書面</u>及び営業所・加盟店等への掲示内容や発行者のホームページ等での情報提供の内容、<u>認定資金決済業協会(以下「認定協会」といいます。)</u>のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供する措置の内容が確認できる書類並びに公衆の目につきやすい場所に掲示するために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。</p> <p>④～⑤ (略)</p>	<p>③ 払戻しの公告をしたときは、直ちに「別紙様式第18号」の「<u>払戻し公告届出書</u>」に、当該公告の<u>写し</u>及び営業所・加盟店等への掲示内容や発行者のホームページ等での情報提供の内容が確認できる書類並びに公衆の目につきやすい場所に掲示するために講じた措置の内容を記載した書面を添付して、財務(支)局長等に提出しなければなりません。</p> <p>④～⑤ (略)</p>
	(2) 公告の方法等	<p>前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、<u>第6項</u>)。</p> <p>また、この場合、①～⑨の事項を認定協会の協力を得て当該認定協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければなりません(府令第41条第5項)。</p> <p>(以下略)</p>	<p>前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、<u>第5項</u>)。</p> <p>(以下略)</p>
90	【留意点】	<p>払戻手続については、保有者の利益の保護を図る観点から、同趣旨の規定が、府令及び事務ガイドラインに置かれています。払戻手続を実施するに当たっては、法の趣旨を十分理解し、保有者の利益を損なうことのないよう、適切な措置をとることが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前払式支払手段発行者が払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から以下のような措置を講じることが望ましいと</p>	<p>払戻手続については、保有者の利益の保護を図る観点から、同趣旨の規定が、府令及び事務ガイドラインに置かれています。払戻手続を実施するに当たっては、法の趣旨を十分理解し、保有者の利益を損なうことのないよう、適切な措置をとることが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前払式支払手段発行者が払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から以下のような措置を講じることが望ましいと</p>

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更箇所	変更後	変更前
92	【ポイント】発行保証金の取戻し	<p>されています。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 払戻しの周知方法は、法で求められている方法に加えて、例えば、自社のホームページ、加盟店のホームページ、所属する業界団体等のホームページにおいても掲示を行うこと。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、上記の措置については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要があります（ガイドラインII－3－4－1①ロ参照）。</p> <p>③ 公告や営業所・加盟店等・<u>認定協会のウェブサイト</u>における<u>掲示</u>の実施状況に照らし、発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたと認められない場合は、払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意が必要です（ガイドラインII－3－4－1①（注2）参照）。</p> <p>（注）全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます（<u>本書P81「4 発行保証金の取戻し等（1）④」</u>参照）</p>	<p>されています。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 払戻しの周知方法は、法で求められている方法に加えて、例えば、自社のホームページ、加盟店のホームページ、所属する業界団体等のホームページ、<u>一般社団法人日本資金決済業協会のホームページ</u>や<u>独立行政法人国民生活センターのホームページ</u>においても掲示を行うこと。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、上記の措置については、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要があります（ガイドラインII－3－4－1①ロ参照）。</p> <p>③ 公告や営業所・加盟店等における実施状況に照らし、発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたと認められない場合は、払戻しの手続が適切に実施されたとは認められず、現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意が必要です（ガイドラインII－3－4－1①（注2）参照）。</p> <p>（注）全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます（<u>P45（1）④</u>参照）</p>
92	（2） 払戻しの原則禁止と例外	<p>（3） 払戻しの原則禁止と例外（法第20条第5項、府令第42条）</p>	<p>（2） 払戻しの原則禁止と例外（法第20条第5項、府令第42条）</p>

前払式支払手段の発行のしおり＜第8版＞【正誤表】

2025年6月更新

頁	変更箇所	変更後	変更前
120	VII 罰則等	<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九（略）</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二（略）</p> <p>第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二（略）</p>	<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九（略）</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二（略）</p> <p>第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の<u>懲役</u>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二（略）</p>
121		<p>第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六（略）</p>	<p>第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>懲役</u>若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十六（略）</p>

【資料編】

頁	変更箇所	変更後	変更前
115	資金決済に関する法律	<p>(登録の拒否)</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
116		<p>重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イ～ロ（略）</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 (以下略)</p>	<p>要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イ～ロ（略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 (以下略)</p>
125		<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九（略）</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二（省略）</p> <p>第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二（略）</p> <p>第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十九（略）</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十二（省略）</p> <p>第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～二（略）</p> <p>第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
194	事務ガイドライン II-1-4	<p>一～十六（略）</p> <p><u>II-1-4 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）</u></p> <p><u>II-1-4-1 主な着眼点</u></p> <p><u>前払式支払手段発行者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、前払式支払手段発行者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u></p> <p><u>II-1-4-2 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段発行者の誠実公正義務上の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるとときには、前払式支払手段発行者に対して、法第25条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行</u></p>	<p>一～十六（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
205	II-3-1	<p><u>者が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はIII-3による。)。</u></p> <p>II-3-1 システム管理 (中略)</p> <p>なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合にあっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。</p> <p>(参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理<u>第2版</u>(令和<u>5</u>年6月)</p>	<p>II-3-1 システム管理 (中略)</p> <p>なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合にあっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。</p> <p>(参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(令和<u>元</u>年6月)</p>
207	II-3-1-1 主な着眼点	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① 経営陣は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野 におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① サイバーセキュリティについて、経営陣は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理制度の整備を図っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・サイバー攻撃に対する監視体制</u> <u>・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制</u> <u>・組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制</u> <u>・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等</u> <p><u>③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
	② (略)		<ul style="list-style-type: none"> ・入口対策(例えば、ファイアウォール、WAF の設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等) ・内部対策(例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム(サーバー間)のセキュア化(パケットフィルタや通信の暗号化)、開発環境(テスト環境を含む。)と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離 等) ・出口対策(例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等) ④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 ・DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる状態 ・システムの全部又は一部の一時的停止 等 ⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。 ⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。 ⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。 <p>また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じ</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
208		<p>③ (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>て、認証方式の見直しを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 ・取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等とは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証・ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用(同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。) ・特定の端末のみを利用可能とする端末認証機能 等 (注)電話番号、メールアドレス、パスワードなど認証に利用される情報の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要がある点に留意する。 <p>⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な IP アドレスからの通信の遮断 ・利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置 ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、連絡可能な利用者に対して速やかに連絡する体制の整備 ・不正が確認された ID の利用停止 ・前回ログイン(ログオフ)日時の画面への表示 ・取引時の利用者への通知 等 <p>⑨ サイバー攻撃を想定したコンテンジエンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</p> <p>⑩ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
227	III-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等	<p>(10) 自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿の縦覧 <u>法第6条及び内閣府令第13条</u>の規定に基づく自家型発行者名簿の縦覧並びに<u>法第9条第3項及び内閣府令第18条</u>の規定に基づく第三者型発行者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</p> <p><u>なお、氏を改めた者が登録簿等の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p><u>① 電子メール等による縦覧</u></p> <p><u>イ. 電子メール等で登録簿等の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿等を電子メール等で送付する。ただし、登録簿等の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿等の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p><u>a. 氏名</u></p> <p><u>b. 住所</u></p> <p><u>c. 電話番号</u></p> <p><u>d. 登録簿等の送付を希望するメールアドレス</u></p> <p><u>e. 職業</u></p> <p><u>f. 縦覧を希望する登録簿等に係る自家型発行者の氏名、商号若しくは名称又は第三者型発行者の商号若</u></p>	<p>(10) 自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿の縦覧 <u>内閣府令第13条</u>の規定に基づく自家型発行者名簿の縦覧及び<u>内閣府令第18条</u>の規定に基づく第三者型発行者登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</p>

(新設)

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p><u>しくは名称及び登録番号</u></p> <p><u>g. 縦覧の目的</u></p> <p><u>ハ. 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿等の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>ニ. 他の財務局が所管する自家型発行者又は第三者型発行者に係る登録簿等の縦覧の申請があった場合は、当該自家型発行者又は第三者型発行者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p><u>② 財務局での縦覧</u></p> <p><u>イ. 縦覧の申出があった場合には、別紙様式 13 による自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿等の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p><u>a. 登録簿等の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。</u></p> <p><u>b. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p><u>c. 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p><u>ハ. 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>① 縦覧の申出があった場合には、別紙様式 13 による自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏）をいう。</u></p> <p><u>Ⅲ－2－5において同じ。）及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができるに留意する。</u></p> <p><u>② 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p><u>イ. 縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。</u></p> <p><u>ロ. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p><u>ハ. 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p><u>③ 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		<p><u>二.</u> 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>a. 上記<u>イ.</u>から<u>ハ.</u>までその他当局の指示に従わない者。</p> <p>b. 登録簿等を汚損若しくは<u>破損し</u>、又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p>c. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p><u>ホ.</u> 他の財務局が所管する自家型発行者又は第三者型発行者に係る登録簿等の縦覧の申出があった場合は、当該自家型発行者又は第三者型発行者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</p>	<p>④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>イ. 上記①から③又は係員の指示に従わない者。</p> <p>ロ. 登録簿等を汚損若しくは<u>毀損し</u>又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p>ハ. 他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれがあると認められる者。</p> <p>(新設)</p>
243	第三者型発行者登録審査事務チェックリスト(この章の規定を順守するため必要な体制)	<p>システム管理(II-3-1) (中略)</p> <p><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。 (削除)</p>	<p>システム管理(II-3-1) (中略)</p> <p><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティについて重要性を認識した上で、組織体制の整備や社内規程の策定等、必要な態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバー攻撃に備え、入口・内部・出口といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</p> <p>(以下略)</p>